

教総第625号  
令和5年2月17日

各県立高等学校長  
各県立特別支援学校長  
各教育事務所長  
各市町村（組合）教育委員会教育長

} 様

岐阜県教育委員会  
教 育 長

### 卒業式におけるマスクの取扱いに関する基本的な考え方について（通知）

このことについて、文部科学省初等中等教育局長から、別添のとおり、「卒業式におけるマスクの取扱いに関する基本的な考え方について（通知）」（以下、「2月10日付け文部科学省通知」という。）において、卒業式におけるマスクの取扱いに関する基本方針が示されました。

ついては、2月10日付け文部科学省通知を踏まえ、下記の事項に留意の上、各学校において、各地域や学校の実情に応じて、卒業式の適切な実施に努めていただくようお願いします。

本通知の発出により、令和4年1月31日付け教総第878号「年度末及び年度当初の学校運営に係る新型コロナウイルス感染症対策について（通知）」は、卒業式について適用しないこととします。

教育事務所にあつては、管内の市町村（組合）教育委員会を通じて、市町村（組合）立学校に適切に指導・助言願います。

各市町村（組合）教育委員会におかれましては、管下の各学校において適切に対策を講じていただくようお願いいたします。

### 記

#### 1 式典時におけるマスクの着脱に関する留意事項

別添の2月10日付け文部科学省通知を踏まえつつ、距離の確保（2m程度）ができない状態で声を出す場合は、マスクの着用を求めるなど、各学校の状況に応じて適切に判断してください。なお、判断に迷う場合は、県立学校は下の本件連絡先へ、市町村教育委員会は教育事務所に相談した上で本件連絡先へご相談ください。

- 例
- 卒業証書授与の場面において、校長が一人一人の児童生徒に声掛けをしながら授与する場合は、校長はマスクを着用する。
  - 担任が卒業生を呼名する際に、距離の確保ができない場合は、担任はマスクを着用する。

## 2 様々な事情によりマスクの着用を希望する児童生徒や、健康上の理由によりマスクを着用できない児童生徒の対応等

基礎疾患がある、高齢者など重症化リスクの高い方と同居している、各種入学試験を控えている、各種入学試験を控えている方と同居しているなど、様々な事情により、感染不安を抱き、マスクの着用を希望したり、また、健康上の理由によりマスクを着用できない児童生徒もいることなどから、学校や教職員がマスクの着脱を強いることのないようにしてください。また、児童生徒の間でもマスクの着用の有無による差別・偏見がないよう適切に指導を行ってください。

## 3 感染症対策の徹底

卒業式の実施に当たっては、換気対策機器の活用による効果的な換気の実施や、参加者への咳エチケットの推奨、手の消毒や手洗い等の手指衛生などについては、引き続き徹底してください。また、各学校のコロナガードは、その履行の確認を徹底してください。

## 4 参加者の健康状態等の確認

健康チェックカードの項目に沿って健康状態を確認し、該当項目に一つでも当てはまる場合は参加しないことについては、引き続き徹底してください。無症状であっても濃厚接触者や自宅待機要請者は、これまでと同様、参加できません。

## 5 式典以外の場面

卒業式前後の学級活動やロングホームルームの時間、式典予行など、卒業式の「式典以外の場面」におけるマスクの取扱いは、これまでと変更はありません。

## ○ 送付文書

- ① (写) 卒業式におけるマスクの取扱いに関する基本的な考え方について (通知) (R5. 2. 10 4文科初第2153号)
- ② 新型コロナウイルス感染症対策本部決定に関する文書
  - ・ (写) 「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更等について (R5. 2. 10 内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室事務連絡)
  - ・ マスク着用の考え方の見直し等について (R5. 2. 10 新型コロナウイルス感染症対策本部決定)
  - ・ 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針 (R5. 2. 10変更)
  - ・ 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針変更 (R5. 2. 10) (新旧対照表)

### 本件の連絡先

岐阜県教育委員会 教育総務課 教育企画第一係			
教育主管	日比 光治	係長	大平 和子
電話番号	代表 058-272-1111 (内線8512・8519)		
教育企画第二係			
教育主管	中川 敬三	係長	安部 博貴
電話番号	代表 058-272-1111 (内線8511・8521)		